

# 市内小学校指導者用情報機器購入仕様書

## ■物件の内容及び数量

### 1. 物件の概要及び数量

物件の概要及び数量は次の表1のとおりです。

表1 物件一覧

名称	数量	備考
(1)指導者用コンピュータ	37台	
(2)クライアントライセンス MDM	37本	
(3)搬入・設置・調整作業等	37式	搬入、開梱、初期設定、梱包材廃棄など

### 2. 物件の詳細

#### (1) 指導者用コンピュータ 37台

指導者用コンピュータは、表1-1に掲げる性能を満たすものとします。

表1-1 指導者用コンピュータ要求性能表

品名	規格・仕様	備考
インストールOS	ChromeOS(最新バージョン)(ゼロタッチ登録対応)	
形状	コンバーチブル型	
CPU	Intel Celeron N4500と同等以上	
メモリ	4GB以上	
ストレージ	32GB以上	
画面	11.6インチ以上、解像度1366x768以上 抗菌仕様 Gorilla Glass	10点マルチタッチ
キーボード	ハードウェアキーボード	
タッチペン	端末に付属(内臓) パームリジェクション機能搭載でペアリング不要な充電式 USI 対応スタイラスペン	
バッテリー	約12時間以上	
ネットワーク	無線LAN(IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠)対応 Bluetooth5.0以上対応	
インターフェイス	【左側面】USB3.0以上(Type-C Power Delivery対応/映像出力対応)×1個以上、 USB3.0以上(Type-A)×1個以上 【右側面】USB3.0以上(Type-C Power Delivery対応/映像出力対応)×1個以上、 USB3.0以上(Type-A)×1個以上	
カメラ機能	インカメラおよびアウトカメラ	インカメラにはスライドカバー搭載

音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること	
堅牢性	MIL-STD-810H に準拠し、約 120cm 程度での落下テストをクリアしていること	
重量	約 1.35kg 未満	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末本体は、Google 認定の製品であること</li> <li>・納品時より 5 年以上 OS 自動更新ポリシーがサポートされること</li> <li>・新品、未使用の最新モデルであること</li> </ul>	

## (2) クライアントライセンス

表 2 に掲げる端末管理クライアントライセンスを調達すること。

表 2 要求性能表

品名	規格・仕様	数量	備考
MDM	Chrome Education Upgrade Perpetual license	37 本	

## (3) 搬入・設置・調整作業等

設定作業については、以下のとおり作業を実施し納入することとします。

### ① 作業場所への搬入

作業場所については、別途指示し、詳細については学校と協議の上、決定するものとします。

### ② 調整作業

表 3 に掲げる作業について、発注者が指示する環境情報に基づきネットワークに接続するための必要な設定作業を行ってください。詳細な手順は受注者へお渡しします。

表3 搬入、設置、調整作業の内容

No	作業	詳細（受注者のみに公開）
1	機器搬入作業	
2	梱包開梱作業	
3	指導者用コンピュータ設定	
4	ネットワーク設定	
5	端末管理クライアントライセンス設定	
6	各種ショートカット作成	
7	動作確認	

### ③設置作業

設定が終了したら各学校の校舎内においてネットワークに接続の上、接続試験を行い、問題なく接続できることを確認してください。

### ④管理資料作成

機器等に管理番号等のシールを貼付し、設定内容、動作確認テスト結果などをまとめた管理資料を作成するとともに機器附属の保証書、マニュアル等を整理し、提出してください。

### ⑤梱包材の廃棄

梱包材等は、受注者の責任において処分してください。

### ⑥作業上の注意

これらの環境情報は機密情報となりますので、発注者と機密保持契約を取り交わしたうえで、情報漏えい防止措置を確実に行ってください。

なお、作業の一部を再委託する場合には、魚沼市委託契約条項第3条を遵守の上、下請け決定通知書を発注者に提出するとともに、再委託先にも機密保持契約と同等のセキュリティ確保を担保してください。

また、実施にあたっては、魚沼市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報資産を適正に取り扱うこととし、情報セキュリティ特記事項を遵守すること。

## ■納入条件

### 納入場所及び数量

納入場所及び台数は、表 4 に示すとおりとします。

表 4 納品場所及び台数

納入先学校名	住所	台数	備考
須原小学校	須原 980	6	
広神西小学校	親柄 107-1	2	
広神東小学校	中家新田 77-1	4	
湯之谷小学校	七日市新田 48	6	
小出小学校	佐梨 1060	7	
伊米ヶ崎小学校	虫野 38	5	
堀之内小学校	堀之内 430-3	3	
宇賀地小学校	下島 910-1	4	
計		37	

## 情報セキュリティ特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務を行うにあたり、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

### (定義)

第2 この情報セキュリティ特記事項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することをいう。
- (2) 行政情報 この契約による業務を行うにあたり、発注者から提供された情報及び新たに作成又は取得した情報をいう。
- (3) 情報システム この契約による業務を行うにあたり、発注者から提供されたハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等で構成され、これらの中一部又は全体で業務処理を行う仕組みをいう。
- (4) 記録媒体 行政情報の記録及び管理に使用される磁気ディスク、磁気テープ、光ディスク等をいう。
- (5) 情報資産 行政情報及び情報システムをいう。なお、業務履行の必要性により個人情報及び特定個人情報の取扱いが生じる場合には、これらの情報を含むものとする。

### (情報セキュリティポリシー等の遵守)

第3 受注者は、この契約による業務に係る情報資産の取扱いについては、この情報セキュリティ特記事項及び仕様書等において定められている情報セキュリティに関する事項を遵守するものとする。

- 2 受注者は、この契約による業務履行の必要性により個人情報の取扱いが生じた場合、当該個人情報に係る個人の権利利益の保護を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき適正に取り扱わなければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務履行の必要性により特定個人情報の取扱いが生じた場合、当該特定個人情報に係る個人の権利利益の保護を図るために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の特定個人情報の保護に関する法令等に基づき適正に取り扱わなければならない。

### (組織体制)

第4 受注者は、この契約による業務に係る情報セキュリティに関する組織的な体制として、次に掲げる事項について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受注者は速やかに書面により発注者へ連絡しなければならない。

- (1) 情報セキュリティに係る責任体制
- (2) 情報資産の取扱部署及び責任者並びに担当者
- (3) 通常時及び緊急時の連絡体制
- (4) 業務履行場所

### (秘密の保持)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならないことその他情報資産の保護に関する必要な事項を周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。

3 受注者は前項の実施状況を書面にし、発注者に提出すること。

4 前項1及び2の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (委託目的以外の利用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。

(業務履行場所以外への持出禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産を業務履行場所以外へ持ち出してはならない。

(情報資産の受渡し)

第9 この契約による業務に係る情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第10 受注者は、この契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、情報資産の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、この情報セキュリティ特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 受注者は、この契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならぬ。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(調査の実施)

第13 発注者は、この契約による業務に係る受注者の情報セキュリティの運用状況に関し、必要に応じて業務履行場所への立入調査等を行うことができるものとする。

2 受注者は、発注者から業務履行場所への立入調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。

3 発注者は、第1項による業務履行場所への立入調査等による確認の結果、受注者による情報セキュリティの運用状況が不適切であると認めたときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。

4 受注者は、前項による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならぬ。

(情報資産の返還又は処分)

第14 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る情報資産を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(特記事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第15 発注者は、受注者がこの情報セキュリティ特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(違反事実の公表等)

第16 受注者がこの情報セキュリティ特記事項に違反し、契約を解除された場合、発注者は、受注者の名称及び違反事実を公表することができる。

(実施責任)

第17 受注者は、受注者内における情報資産の情報セキュリティ対策を明確にし、発注者が求めた際には速やかに報告しなければならない。

(その他)

第18 受注者は、第1から第17までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(注) 情報資産の取扱いを伴う業務委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。